

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第56回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年6月29日（金）10：30～11：24
於．総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、
佐々木 百合、島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、二村 真理子
（以上7名）

第3 出席した関係職員等

巻口郵政行政部長、北林郵政行政部企画課長、野水郵便課長、
森田信書便事業課長
事務局：東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

（1）諮問事項

- ア 内国郵便約款の変更認可及び第三種郵便物の料金変更認可
【諮問第1168号】
- イ 特定信書便事業の許可及び信書便管理規程の設定の認可
【諮問第1169～1170号】

開 会

○樋口分科会長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日の部会には、委員7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項3件でございます。

まず、諮問第1168号「内国郵便約款の変更認可及び第三種郵便物の料金変更認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○野水郵便課長 郵便課長の野水です。資料56-1に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

資料をご覧くださいますと、1ページから諮問書あるいは申請書が10ページまで続いております。そこで一度ページ数が切りかわりまして、説明資料ということで、また1ページから始まるという形になっております。なお、委員限りとさせていただいている資料がございまして、今申し上げました前半部分の10ページ目、それから、説明資料の最後の2ページ分につきましては、経営情報などが入っているという理由で委員限りとさせていただいておりますので、ご審議の中で、ここに関する数字については直接おっしゃらないでいただければと存じます。

それでは、説明資料に基づきましてご説明差し上げます。約款の変更認可、それから、第三種郵便物の料金変更認可についてということでございます。

説明資料の2ページをご覧ください。2件の認可ということになっておりますが、いずれも料金の支払い方法としまして、切手を使える場合を一部制限するというものでございますので、あわせて概要を一括して説明をさせていただきたいと思っております。

2ページの最初のところですが、郵便に関する料金の支払い方法というのは、郵便切手を郵便物に貼付するのが原則となっております。ただ、郵便約款等でそれ以外の支払い方法も定められておりまして、その主な支払い方法は、料金別納、

料金後納、料金計器別納、料金受取人払い、クレジットカード払いなどがございます。このうち、今回関係しますのは一番上の料金別納、それから、3番目の料金計器別納という支払い方法になっております。

まず、料金別納でございますけれども、郵便物を差し出す際に、郵便切手を貼るのではなくて、別に郵便切手や現金等による支払いを行うことが認められております。例えば、異動の挨拶状を200枚ぐらい出すときに切手を一々貼るのは大変だということで、これを200枚出しますということで郵便局にまとめて持っていきまして、料金別納の判を押して現金で窓口で支払うということが出来ますけれども、これは、差出人側にとっては切手を貼る手間が省けると、郵便局側にとりまして1枚1枚消印を押す手間を省くことができるということで、両方の労力をできるだけ省いて速やかに処理しようというための制度です。

ただ、現金ではなくて郵便切手を支払いに使うことも今はできるわけですが、現金による支払いと比べまして、切手の場合ですと、その切手の料額が幾らかとか、あるいは、出された切手につきまして消印を押さないといけないとか、そういうことがありまして、郵便局側の手間が多くなります。特に大口割引、一定の通数以上の差し出しを条件として料金が割引される郵便物につきましては、大量の通数が一度に差し出されるということで、何十万円とか何百万円とか非常に料金額が高額となる場合がございます。そうしますと、郵便局側に一度に多大な作業が発生しまして、事務処理上大きな負担となっているという実態がございます。

ここで説明資料の17ページ、最後のところに写真がついております。これは、実際にお客様が支払いに使った切手の写真を日本郵便に提供いただいたものですので、委員限りとさせていただきますが、ちょっと見にくいですが、ケースに入った切手の束を上から撮った写真です。これが大体200万円分ぐらいあるそうですが、このような形で別納料金の支払いがなされることがあるということでございまして、これを事務処理していくのはなかなか負担になっているというのが実態でございます。

2ページのほうに戻っていただければと思います。このような状況でございますので、実は、割引の郵便物のうち、幾つか種類はありますけれども、その中で広告郵便物、それから、区分郵便物という割引につきましては、切手による支払

いは平成19年に既に廃止しているということがございます。ただ、それ以外の料金割引の行われている郵便物につきまして、切手による支払いができるということになっております関係上、その切手による支払いが多額となっているという状況がございます。

それから、3番目の料金計器別納ですけれども、料金計器別納というのは、郵便料金計器という機械によりまして、郵便物に料金支払いの表示、印影を印刷しまして差し出すというものです。3ページに写真がございます。左が郵便料金計器の例ですが、この計器は重さをはかることもできるようになっておりまして、この計器の上に郵便物を置くと何グラムですというようなこともわかりますし、そうすると料金もわかると。左のほうから郵便物を差し込むと、右のほうに出てきて、右のほうに写真がありますけれども、そのときには郵便物に印影が押されて出てくるというものでございます。

これを郵便局のほうで事前に、例えば10万円前払いをしておくと、その10万円に達するまではこの印影を押すことができるという仕組みになっておりまして、そのように、あらかじめ払っておく予納というやり方と、それから、一定の担保などを提供しておいた上で料金後払いの後納というやり方もございますけれども、そのような形で料金を支払います。このうち、予納につきましては郵便切手で払うことができることになっておりまして、その額が多額になっているということでございます。

この金額につきましては16ページですけれども、委員限りとさせていただいております。料金別納で切手別納がどれぐらい行われているかというのは、上の表ですけれども、料金割引それぞれの種類ごとにこれぐらい切手で引き受けられています。先ほど申しましたように、広告郵便と区分郵便は、もう既に切手では払えないことになっておりますのでゼロですが、それ以外のものについてはこのようにあるということで、割引の合計が下から3番目の欄にありますけれども、この金額が切手で今払われているということになっております。

それから、その下の3番で、計器別納予納金の切手による支払いとありますが、先ほどの料金計器につきましては、ここにある金額が切手で払われていると。その合計が、今回切手では払えなくしようとしている金額になります。

3ページのほうに戻っていただきたいと思います。今回の改正内容を改めて申

し上げますけれども、1の料金別納ですが、一定の通数以上の差し出しを条件に料金割引が行われております全ての郵便物につきまして、料金別納の郵便切手による支払いを廃止するという事で、対象となる料金割引の具体的な種類は以下のとおりでございます。ただ、郵便物の場合、料金は基本的に届け出となっております、この中で諮問に係るものは、下から2番目の第三種郵便物の料金割引だけになっております。

それから、2番目、料金計器別納ですけれども、郵便切手による予納を廃止するという事でございまして、実施時期はいずれも来年の1月1日を予定しているということです。

4ページに、実施時期をなぜ来年の1月1日にするかということの理由を書いております。今回の見直しは業務の効率化に資するという事でありまして、その観点から早期の実施が望ましいというところがございますが、一方、こういう見直しを行いますと、郵便切手の使用可能範囲が縮小するということがございます。そうしますと、郵便切手を今持っている方が、そんなはずではなかったのにということになってしまいますので、一定の周知期間を設けることが必要であろうと思われまます。

では、どれぐらい必要なかということでございますけれども、先ほど申し上げました広告郵便と区分郵便につきまして、同様に措置をしたときには周知期間が6カ月弱でございました。この際、大きな混乱は生じなかったという実績がございますので、今回も同様の期間としたということでございます。なお、本件がもし認可ということになりましたら、日本郵便に対しては十分な周知を行うようにということには要請したいと考えているところです。

次の5ページでございます。ここまでは全体の概要ですが、ここからは約款と料金を個別にご説明をしたいと思います。

まず、約款の変更認可でございます。既にご承知のことが多いと思いますので、はしょらせていただきますけれども、約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件を定めたものということで、2番ですけれども、郵便法の第68条第1項により、変更の場合には総務大臣の認可を受けるということになっております。3番ですけれども、総務大臣は認可を行うに当たって、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問するということになっております。

6 ページに移っていただきまして、日本郵便からの具体的な申請内容をここに書いております。この約款は、料金計器の改正にかかわるものでございます。料金計器別納について、郵便切手で支払う方法を削除ということで、この新旧対照表を見ていただくのがわかりやすいと思いますが、左が変更前、右が変更後ということになっております。この第56条が計器での料金の支払い方法を決めているものですが、下のほうの(1)に、現行では「現金等又は郵便切手で支払う」ということが書いてあるわけですが、それを右側の変更後では「現金等で支払う方法」ということで、「切手」を削除するということになっております。

このような約款改正を行いたいということで、変更理由は先ほど申し上げたとおり業務の効率化を図るため、実施予定期日は来年の1月1日ということになっております。

7 ページで審査結果でございます。審査基準が左にありますけれども、「次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること」ということで、イにつきましては、郵便約款で定めることとされている事項が定められているかということ、今回の改正事項であります計器別納料金の支払い方法について定められているということで適当であると。次のロですけれども、引受け、配達などに関する事項ということですが、今回は、この部分につきましては変更がございません。ハで料金の収受に関する事項ということですが、まさに今回の改正にかかわる部分でございますけれども、計器別納料金を郵便切手で支払う方法を廃止することは事務作業の効率化につながり適正であると考えておりまして、そのことが明確に定められているということで適当であろうと判断しております。会社の責任に関する事項につきましては、変更はございません。最後、不当な差別的取扱いにつきましても、そのような差別をするようなものではないと考えておりまして、全体として、法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当であると考えております。

それから、8 ページでございます。第三種郵便物の料金変更認可についてということで、先ほど申し上げましたように、今回、切手による別納をできなくする割引料金は幾つかありますけれども、認可対象は第三種郵便の割引のみとなっております。それだけ取り上げさせていただいております。郵便料金につきましては、先ほど申し上げましたように、第一種・第二種は届け出制、第三種・第四

種は認可制となっております。

第三種というのはどういうものかということですが、ページの後半部分に書いております。コメ印で「第三種郵便物の概要」とありますけれども、国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発展に資するという趣旨で設けられたものということで、一定の要件を満たす定期刊行物ということで、よく「第三種郵便物」と書いてある雑誌あるいは新聞などもあるかと思いません。

9ページですけれども、料金のこの認可につきましては、審議会に諮問するということになっております。

具体的な申請内容が9ページの後半ですけれども、第三種郵便物につきまして、大口割引の適用条件の一つとして料金支払い方法を追加するというごさいます。これも具体的に条文を見ていただいたほうがわかりやすいと思いますので、下のほうに料金表の新旧対照表がごさいます。変更前のところですが、下のほうに割引が適用される条件の(1)として、「同時に2,000通以上差し出されたものであること」ということがごさいます。その次に(2)で、「当社が別に定める形状、重量、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること」とありますが、変更後は、ここの条件に「料金支払方法」も追加します。具体的には、日本郵便が別にこの料金支払方法として切手はだめですよということを書くことを想定しております。

10ページで変更理由でごさいますけれども、これも業務の効率化を図るため、実施予定期日は来年の1月1日ということです。

11ページですけれども、審査結果でごさいます。審査基準は4つごさいます。上の3つにつきましては、今回は料率・料額について変更がありませんので、基本的には適用されるような基準ではごさいません。4番目の不当な差別的取扱いにつきましては、今回の改正は不当な差別的取扱いをするものではないと考えておきまして、全体として、法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当であると考えているところです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意

見、ご質問はございませんでしょうか。

○島村委員 1つが質問で1つが要望ですが、私の仕事上、大量の別納郵便、広告郵便を扱うので不思議と思ったのは、こんなに大量に切手を使うというのは、どういう状況だとこんなに大量の切手を仕入れて、それを別納に使うという状況になりますか。

○野水郵便課長 これはあくまでお客様の事情ですので、推測ですけれども。

○島村委員 推測で結構です。

○野水郵便課長 1つ考えられるのは、金券ショップで売られている切手を仕入れてくれば、安く手に入ると、それを支払いに充てればその差額だけ経費が浮くということがあるのではないかと考えています。

○樋口分科会長 ほかにございませんでしょうか。

○二村委員 事業の効率化ということですし、郵便事業会社も民間事業者になったことですから、賛成でございます。

非常に多額の郵便事業の収支見積もりの数字から見れば小さい金額ではありますが、世の中のかなりのお金の流れが変わるということは、まず我々は、認識しておかなければいけないことであって、各企業の涙ぐましい努力ですね。その部分の方法がなくなるということを我々はまず認識した上で、判断しなければならないと感じています。

○樋口分科会長 よろしいですか。そのほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

ご意見がございませんようでしたら、諮問第1168号については諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、答申することといたします。

続きまして、諮問第1169号及び1170号「特定信書便事業の許可及び信書便管理規程の設定の認可」に移ります。

本議題は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 すいません、傍聴人の方はご退席願います。

(一般傍聴者退席)

○樋口分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきます。
よろしく願います。

それでは、総務省から説明をお願いします。

○森田信書便事業課長 よろしく願います。

今日は、特定信書便事業の新規参入希望者7者からの申請に係る諮問でございます。今回は、許可済みの事業者からの変更認可申請はございません。それから、いつも事業許可のほかに、信書便約款の認可と信書便管理規程の認可の計3件を諮問させていただいているところですが、今回の許可申請者7者全員が、総務省が公示しております標準信書便約款を使用する予定ということでございまして、信書便約款の認可申請もございませんでしたので、本日の諮問事項は事業許可と信書便管理規程の認可の2件ということになります。順に説明させていただきます。

まず、資料56-2をご覧ください。諮問第1169号、事業許可でございます。表紙を取りまして、次が諮問書になっておりまして、特定信書便事業への新規参入意思を有します事業者7者からの許可申請に対して、いずれも信書便法に掲げる基準に適合していると認められることから、許可いたしたく諮問するという内容でございます。

申請の概要につきましては、横長の別紙1をご覧ください。1ページ、2ページが申請者及び提供サービスの概要でございます。関東の業者が5者、東海1者、中国1者の計7者からの申請でございます。これらの申請者が現在営んでおります主な事業は、貨物運送業が2者、ほかは旅客運送業、卸売業、ビルメンテナンス業、倉庫業、印刷業各1者となっております。

提供予定サービスは、3番目と7番目の申請者は、信書便法2条7項1号の役務、3辺73センチ超の大型の信書便サービスと、3号の役務、1通800円超のサービスの2種類を提供する予定ということで、それ以外の申請者は全て1号役務のみを予定しております。

それでは、3ページ以降、信書便法上の許可基準への適合性についてご説明させていただきます。審査結果をまとめました資料別紙2でございますけど、

11ページにございます。これもあわせてご覧になりながら説明をさせていただきます。

それでは、信書便法に定められました3つの許可基準の1つ目、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かの観点の説明から始めさせていただきます。3ページと4ページが引受け及び配達の方法となっておりますけれども、7者とも引受方法と配達方法はご覧のとおりということで、その内容は事業計画に明確に記載されております。それから、後ほど説明いたします諮問第1170号とも関連いたしますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引受けと配達をするということになっております。

以上を踏まえまして、今回申請した7者の事業計画はいずれも信書便物の秘密を保護するために適切なものと判断しております。

次に、2つ目の基準、事業の遂行上適切な計画であるか否かの観点からの説明でございます。こちらは6ページから9ページをご覧ください。6ページと7ページですけれども、信書便事業の収支見積もりの収入の部でございますが、右端の信書便事業見込収入の欄に記載されている金額、これは契約を見込んでいる者との間で予定している契約額とか、顧客に対するニーズヒアリングの調査結果などを考慮して、申請者が算出してきたものでございます。その上での単価ですけれども、3号役務につきましては全て800円を超えているということで、法の規定に適合しているということでございます。

それから、8ページと9ページが支出及び利益の部でございますけれども、支出の欄の金額は、申請者が項目ごとに積み上げました額、あるいは兼業する事業との案分で算出したものでございます。左側に再掲しました事業収入から真ん中の事業支出を差し引きました右から2番目ですけれども、信書便事業営業利益、それから会社全体の当期純利益も初年度、翌年度ともにプラスになると見込まれております。ということで、事業収支に特段の問題は見受けられず、妥当なものと判断しております。

以上から、各者とも事業遂行上適切な計画を有しており、基準を満たしていると判断しております。

最後に、3つ目の基準、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かの観点からの説明でございます。10ページの資金計画をご覧ください。直近の決算

年度におきまして、各者とも債務超過の状況になく、純資産額はプラスになっております。また、事業開始に要する資金、各者とも全額自己資金による調達が可能である見込みということで、各者の財産的基礎は十分だと判断しております。それから、いずれの申請者も貨物法制上必要となる許可・届出を既に行っているということも別途確認しております。

以上から、各者とも事業を適確に遂行するに足る能力、資力と資格を有する者と判断しております。

以上、申し上げた3つの基準の適合性の判断をまとめたものは11ページの別紙2ということで、その裏の12ページにも記述しておりますとおり、いずれの申請者も欠格事由に該当しないということも確認しております。

以上、全てまとめまして、各者とも信書便法に掲げる許可基準に適合していると認められると判断しております、許可いたしたいと考えております。

続きまして、次の諮問、資料56-3、諮問第1170号、信書便管理規程の設定の認可についてご説明申し上げます。

表紙を取りまして、次が諮問書ということで、新規参入希望者7者から申請のあった信書便管理規程の設定の認可についてご審議いただきたいと思っております。

別紙1が7者からの認可申請の概要をまとめたものでございまして、いずれも共通して記載されている内容でございます。別紙2、3ページと4ページが審査結果でございまして、これもあわせてご覧いただきたいと思っております。いずれも、信書便管理者の選任ですとか信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、それから、事故発生時の措置、教育訓練など、事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するために必要な規定が適切に記載されているものと判断しております。ということで、各者とも認可基準に適合していると判断しております、認可することといたしたいと考えております。

その後の参考資料ですけれども、参考1は、今回の許可申請が認められた場合の信書便事業への参入状況をまとめたものでございます。参考2は、全事業者の一覧となります。前回、許可の諮問・答申がありました2月に参入事業者は510者になりましたが、それ以降、1者が事業廃止いたしまして、今回新たに7者が参入するということになれば、合計で516者になる予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

ご意見、ご質問ございませんようですので、諮問第1169号及び1170号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の議題は、終了いたしました。委員から何か発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何かございますか。

○事務局(東) 事務局から、次回の審議会の日程につきましてご連絡をさせていただきます。次回は、この分科会の前に審議会の総会を8月24日、14時から開催することを予定しております。次回分科会につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○樋口分科会長 どうぞよろしく申し上げます。それでは、本日の会議を終了いたします。お暑い中、ご出席いただきましてありがとうございました。

閉 会